て、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

5　「1　発行会社」欄中「(4)　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

6　「2　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

7　「3　委任の相手方」欄中「(2)　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「3　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

8　「3　委任の相手方」欄中「(3)　国籍又は設立国」欄には、委任の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、委任の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

して差し支えない。「2　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

4　「2　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第５号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。

5　「3　委任の相手方」欄中「(2)　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「3　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

6　「5　その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、委任しようとする議決権を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。

7　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）